

# デジタル・プラットフォームに関する基本原則(案) について

---

2018年12月18日

経済産業省・公正取引委員会・総務省

- 『未来投資戦略2018』（本年6月15日閣議決定）において、**プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備**のために、「**本年中に基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進める**」とされた。
- これを受け、**経産省・公取委・総務省において**、競争政策、情報政策、消費者政策などの知見を有する**学識経験者等からなる検討会を本年7月に設置し**、デジタル・プラットフォームを取り巻く課題や対応について検討。
- 検討会の**有識者による提言として、中間論点整理（案）を11月5日に公表**。事業者ヒアリングや意見募集を踏まえ、**中間論点整理を12月12日に公表**。
- 中間論点整理を踏まえた「**基本原則**」を、**12月18日に取りまとめた上で公表**。

## 「デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会」 委員

生貝 直人	東洋大学 経済学部総合政策学科 准教授	松村 敏弘	東京大学 社会科学研究所 教授
副座長 大橋 弘	東京大学大学院 経済学研究科 教授	松本 恒雄	一橋大学 名誉教授
岡田 羊祐	一橋大学大学院 経済学研究科 教授	森 亮二	英知法律事務所 弁護士
小川 聖史	長島・大野・常松法律事務所 弁護士	山本 龍彦	慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授
川濱 昇	京都大学大学院 法学研究科 教授		
須網 隆夫	早稲田大学大学院 法務研究科 教授	(オブザーバー)	
座長 泉水 文雄	神戸大学大学院 法学研究科 教授	個人情報保護委員会、消費者庁	
多田 英明	東洋大学 法学部 教授	(事務局)	
千葉 恵美子	大阪大学大学院 高等司法研究科 教授	経済産業省、公正取引委員会、総務省	
東條 吉純	立教大学 法学部 教授		
平野 晋	中央大学 総合政策学部 教授		

※ 2018年7月10日に設置し、計9回開催。

## デジタル・プラットフォームの定義について

- プラットフォーマーは多種多様であり、一般化して議論を進めることにより、予期しない弊害を生む可能性があるのではないかと懸念。
- 弊害の内容に応じて対象となるデジタル・プラットフォームの定義を明確にし、過剰な規制とならないようにすべき。

## デジタル・プラットフォームに対する法的評価の視点について

- プラットフォーマーの一方的な判断によって表現・言論や商業活動が制限されることを懸念。
- プラットフォームには様々な類型・ビジネスが含まれることから、個別の取引等のみならず、エコシステム全体の観点からガバナンスを構築すべき。

## 公正性確保のための透明性の実現について

- 契約やサービスの一方的な変更・解約、過大なペナルティ、手数料の負担等の問題があり、こうした取引慣行の改善が必要。
- 約款の外部への開示やモニタリングの枠組み等を検討すべき。
- プラットフォームを利用する個人事業主や中小企業を保護する制度設計が必要。
- イノベーションの促進、国内外等でのフェアな競争条件の確保、消費者利便性の向上と消費者保護のバランスがとれた施策を目指すべき。
- 規律の内容等については、イノベーションの阻害等の影響に留意して、慎重に検討すべき。
- 企業の自主的取組が積極的に評価されるようなインセンティブの仕組みが必要。
- 自主的取組（自主規制）については、これに参加しないプラットフォームに対する実効性や平等性の担保が重要。

## データの移転・開放ルールを検討について

- 企業が独自に持つデータの重要性が増す中、データの意見が自由になり過ぎることによる産業（企業）への影響や、コストをかけてデータを収集した者への配慮等にも留意し、慎重に検討すべき。
- 顧客がより高い価値を感じるプラットフォームが登場すればデータを自由に移行できるデータポータビリティは基本条件。
- 個人のデータの管理やアクセスに係る権利の検討は重要であるが、研究開発への投資インセンティブや制度導入に伴うシステム設計変更等の負担等に対する配慮も必要。

## 国際的観点について

- 国内外等での公正な競争条件を確保するため、海外企業にも等しく法適用し、実際に執行がされる仕組みが必要。

「基本原則」を以下のとおり策定・公表。**未来投資会議・構造改革徹底推進会合にご報告**した上で、これを踏まえた経産省・公取委・総務省の具体的措置の検討に移行。

## 1. デジタル・プラットフォームに関する法的評価の視点

検討を進めるに当たっては、デジタル・プラットフォームが、①**社会経済に不可欠な基盤**を提供している、②多数の消費者（個人）や事業者が参加する**場そのものを、設計し運営・管理**する存在である、③そのような場は、**本質的に操作性や技術的不透明性**がある、といった特性を有し得ることを考慮する。

## 2. プラットフォーム・ビジネスの適切な発展の促進

革新的な技術・企業の育成・参入に加え、プラットフォーム・ビジネスに対応できていない既存の**業法**について、見直しの要否を含めた制度面の整備について検討を進める。

## 3. デジタル・プラットフォームに関する公正性確保のための透明性の実現

- ① 透明性及び公正性を実現するための出発点として、**大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握**を進める。
- ② 各府省の法執行や政策立案を下支えするための、デジタル技術やビジネスを含む**多様かつ高度な知見を有する専門組織等の創設**に向けた検討を進める。
- ③ 例えば、一定の重要なルールや取引条件を開示・明示する等、**透明性及び公正性確保の観点からの規律**の導入に向けた検討を進める。

## 4. デジタル・プラットフォームに関する公正かつ自由な競争の実現

例えば、データやイノベーションを考慮した**企業結合審査**や、サービスの対価として自らに関連するデータを提供する消費者との関係での優越的地位の濫用規制の適用等、**デジタル市場における公正かつ自由な競争**を確保するための**独占禁止法**の運用や関連する制度の在り方を検討する。

## 5. データの移転・開放ルールの検討

データポータビリティやAPI開放について、**イノベーションが絶えず生じる競争環境の整備**等、様々な観点を考慮して検討を進める。

## 6. バランスのとれた柔軟で実効的なルールの構築

デジタル分野におけるイノベーションにも十分に配慮し、自主規制と法規制を組み合わせた**共同規制等の柔軟な手法**も考慮し、実効的なルールの構築を図る。

## 7. 国際的な法適用の在り方とハーモナイゼーション

我が国の法令の**域外適用**の在り方や、**実効的な適用法令の執行の仕組み**の在り方について検討を進める。規律の検討に当たっては国際的なハーモナイゼーションも志向する方向で検討する。

## 競争法・競争政策

### 1. EU競争総局による競争法の適用・執行

- ① Amazonに対する調査 (2015-2017〔電子書籍販売事業者への最恵国待遇条項〕)
- ② Googleに対する制裁金 (2017:24.2億€〔google Shopping〕、2018:43.4億€〔Android〕)

加えて

### 2. デジタル分野の規則の統一的な強化

#### ① オンライン・プラットフォーム政策文書 (2016)

原則

- ・ デジタル単一市場整備のため「イノベーション促進のための適正な環境整備」と「公正な競争促進、社会的責任」とのバランスを宣言。

#### ② プラットフォーマーの公正性・透明性の促進法 (案) (2018)

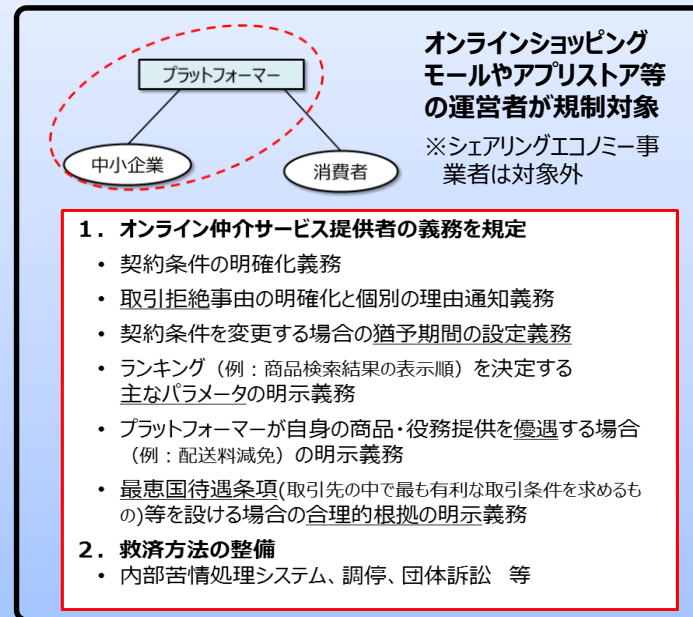
具体策

- ・ プラットフォーマーに対し、中小企業との取引における透明性確保等のための規制を設けるもの。

#### ③ オンライン・プラットフォーム経済監視委員会 (2018)

具体策

- ・ PF経済の発展を監視し、政策手段を下支えするための専門家機関。(法学、経済学、情報工学、システム論等の専門家15名)
- ・ まずはオンライン・プラットフォームの契約(規約)の分析を予定。



## プライバシー／個人情報

### 1. 一般データ保護規則 (GDPR)

- ・ 個人データの厳重な管理義務。違反事業者に対しては、海外事業者を含め、**高額な制裁金**を課すことが可能。  
(最大2千万ユーロ、または全世界年間売上高の4%の、どちらか高い方など)

## デジタル課税 (検討中)

### 1. デジタル課税案 (電子経済への課税上の対応に関する欧州委員会提案)

- ・ オンライン公告事業者／プラットフォーム事業等に対し、利益ではなく**収入をベースとした課税**を提案。